

協定書

(以下甲という) とホテルウィングインターナショナル都城
(以下乙という) との間で次のとおり宿泊に関する協定をする。

第1条 前項

甲が乙に対し、客室の予約を求めた場合、乙は、これに協力する。

第2条 割引の範囲

乙は甲及び甲の紹介者のみに限り、客室料金のみ割引とする。

但し、飲食施設の利用及び、電話料金等館内利用については割引の対象外とする。

第3条 割引料金

宿泊料金の割引については、通常料金の10%割引とする。

但し、基本料金の割引としサービス料、及び諸税については割引の対象外とする。

第4条 届出義務

乙は、協定料金の変更、住所、電話番号、商号等の変更、その他施設の一部または全部を休業する時は、速やかにその内容を甲に通知しなければならない。

第5条 支払方法

宿泊料金については、その都度本人が現金にて支払うものとする。

但し、宿泊料金を会社請求とする場合は、当月の末日締め、翌月25日に甲が乙の指定する方法にて支払うものとする。

第6条 利用方法

その他、客室の利用及びホテルの利用については、乙の宿泊約款、利用規則に準ずるものとする。

第7条 協定期間

本協定期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、いずれか一方が異義の申し出がない場合は本協定をさらに1年間更新するものとする。

その後、満期の場合も同様とする。

第8条 その他

本協定に定なき事項及び、本協定の解釈につき疑義が生じた事項については双方誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本協定を証するために、この協定書正本を1通作成し、双方記名捺印のうえ、甲（お客様）は原本を、乙はその写しを保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印